

平成26年度第10回（第12回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成27年2月14日（土）午後7時～9時

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（17名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
クラウド地区自治会	—	光橋由訓
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘 繁	—
栄三丁目自治会	—	岡田正嗣
末広二丁目睦会	吉田 睿郎	—
新海道自治会	清水 勉	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	川崎（代理）	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	山崎（代理）	山崎 武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	—	坂本長生
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	本合敏隆	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	小川昌平	相内 章
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	邑上良一	—

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者
組 織 市	小 平 市 細谷ごみ減量対策課長
	東 大 和 市 松本ごみ対策課長
	武蔵村山市 佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱
小平・村山・大和衛生組合	木村計画課長・片山事務局参事

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	菅家計画課主査・里見計画課主査
--------------	-----------------

○出席者

区 分	出 席 者
組 織 市	小 平 市 岡村環境部長
	東 大 和 市 田口環境部長
	武蔵村山市 (佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長兼環境課長事務取扱)
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長

※武蔵村山市佐野生活環境部廃棄物・下水道担当部長は環境課長を兼務。

【会 議 内 容】

【邑上会長】

みなさん、こんばんは。時刻になりましたので、本日の協議会を始めたいと思います。よろしく申し上げます。では、事務局の方からお願いいたします。

【木村課長】

改めまして、こんばんは。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、以前に資料を配付させていただいております、今後のスケジュール、それから化学物質の比重の調べ、それから類似施設、それから公害等調整委員会の裁定結果について、こちらのご説明をさせていただきたいと思います。以前に配付しておりますので、今日もしお持ちでない方は事務局のほうに言っていただければご用意してありますので、よろしくようお願いいたします。

それから、その後に、施設の姿についてということで、各団体で持ち帰っていただいておりますが、今現在でご意見等があればお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

その後は、委員の岡田さんから施設見学の資料をいただいております。今日皆様のほうに配付をしております。そちらのほうについて行っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、前回の会議録を配付させていただいております。訂正等がございましたら事務局のほうまでお願いいたします。

【山崎専任者】

会議録の訂正は後でいいんですか。

【木村課長】

ありますか。あれば、終わったらまた。

【山崎専任者】

4つほどあったんですけど。

【木村課長】

では、終わったらまた教えていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、進行に当たりまして連絡とお願いをさせていただきます。会議の終了時間は8時45分を予定しております。ご発言いただく場合には、会議録作成の関係もありますので、お名前の後にご発言をお願いいたします。本日も各市担当部長が出席しておりますので、よろ

しくお願いいたします。

以上でございます。

【邑上会長】

それでは、前回、最初にやらなかったのでできなかった今後のスケジュールについてということでお話しさせていただきたいと思っています。

スケジュールについては、前回の資料なのですが、スケジュールの資料が今、手元にはない方はいらっしゃいますか。

では、まずスケジュールのほうを説明していただきますので、よろしく申し上げます。

【木村課長】

それでは、スケジュールにつきましてご説明をさせていただきます。お手元でございますでしょうか。

まず上段が、工事着工までの事務手続となっております。下段が施設整備地域連絡協議会となっております。

上段につきましては、地域計画の提出から始まっておりますが、昨年に交付金の事務手続といたしまして地域計画を提出いたしました。現在、調整中でありまして、地域計画が承認された後、交付金の内示が出る予定となっております。

地域計画については、基本構想の内容に基づいて作成をしております。委員の皆様には本日配付はしておりませんが、本日こちらにご用意しておりますので、ご覧になりたい方は後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、生活環境影響調査の現況調査です。こちらが26年度からスタートいたしまして、28年度にかけて行う予定となっております。中心となりますのは27年度の春夏秋冬四季調査になります。これと並行いたしまして、施設整備実施計画の作成に入ります。

先ほどご説明しました生活環境影響調査の現況調査を経まして、28年度に現況調査の結果に基づいて環境影響の予測、影響の分析、報告書の作成をまいります。

次に工事の発注準備ですが、27年度の10月からスタートしまして、仕様書の作成、提案見積業者の募集、提案図書の技術審査などを行っていく内容となっております。

その後、28年度10月ごろから入札、仮契約、その後、議会の議決を得て本契約をしまして、施設の実施設計、建設工事に着手ということで進んでまいります。

こちらに合わせまして、下段になりますが、こちらの協議会では、大きくは環境影響に関すること、施設の姿に関すること、プラザ機能に関すること、ごみ処理事業に関すること、

その他ということで、まずは26年度におきましては、それぞれの大きな項目で協議、意向のまとめなどを行ってまいります。また、継続して情報提供、意見交換などを行ってまいります。

施設の実施計画が27年度からスタートいたしますが、それまでにまとめるところとは別に、スタートした後も可能な範囲で実施計画に反映できるものはしていきたいと思っております。この実施計画は27年度末で完成させる予定ですので、協議会でご意見を伺えるのは、可能なものに限られますが27年度の10月から11月ごろまでにまとめていきたいと考えております。その後は、施設の姿に関するその他のありますが、対応可能な範囲で実施設計の段階で配慮できるところはしていくという流れになります。

スケジュールにつきましては以上でございます。

【邑上会長】

ありがとうございます。ちょっと、さ一と行ったので、僕も把握できないんですけど。どうですか、今の時点で質問できる方はいらっしゃいますか。お願いします。

【山崎専任者】

クロスフォートの専任者の山崎です。地域計画の提出ということで、一番上ですが、交付金の手続をしましたよということで、その資料がそちらに置いてあるということなのですが、これは全員に配付はないのですか。ないのだったらコピーとかそういうことは可能ですか。この場ではとれないでしょうけれども、お借りしてコピーしてお返しするというような形で。

【木村課長】

きょうお渡ししていないのですが、こちらにあるものが一つですが、もし、お手元に置きたいということであれば……。

【山崎専任者】

そこで見てくださいと言われても、見ても多分よく頭の中に入らないと。この場ではなくて持ち帰って読むとか、そういったことが必要なのではないですか。前回の会長の話ですと、差し支えなければ配ってくださいというようなお話でしたよね。

【木村課長】

はい。これ、お持ちしましたので、お貸しできますので、もし必要な方はコピーをしていただければ。

【山崎専任者】

それで、原本はお返しするということですね。

【片山参事】

そうですね。

【山崎専任者】

わかりました。

【森口専任者】

専任者の森口です。2点、ここが一番下から2つある、ごみ処理事業に関することとその他ということについてはずっと書いてあるのですが、前回のこの会議でも、そもそも論をやるという話になっていたのですが、こういうときにごみ処理事業に関することということで、3市のごみ処理に関することが最初からこの要綱の中でもやるということは盛り込まれていたと思うのですが、そういうことについて、施設のこと、ほかの3つの施設のこととか、ごみ処理全般についてのことを話し合うことは可能なわけですね。確認です。

【片山参事】

結構ですよ、はい。

【森口専任者】

それは、この協議会で話し合えということですか。時間がなかったら分科会にして、分科会で話せということでしょうか。

【片山参事】

この協議会の要綱自体は、3市共同資源物処理施設建設に関して協議する場ですから、それにかかわってごみ処理事業のことが知りたいということがあれば、情報提供させていただきます。

【森口専任者】

3市のごみ処理について、いろいろな施設のことについて話すことは構わないわけですね。

【片山参事】

構わないです。

【森口専任者】

それがもし、ここから離れた分科会とかそういうところで話して、意見などがまとまったら、この場において、こういう話し合いが持たれましたということの結果はお話ししていい

ということですね。みんなに報告はできるということによろしいですか。

【片山参事】

ですから、この協議会の要綱にのってやっていただければ、それはこの協議会の範疇です。

この協議会というのは施設建設に関して協議する場ということをお願いしていますので、それに関連しているごみ処理事業についてということであれば結構です。

【森口専任者】

あともう1つ、これのほかに東大和市に出してほしいものがあるのですが。東大和市としては、これのほかに地区計画でしたっけ、そこにごみ処理場を建てるということで、地域計画か何かをしなければいけないんですよ、東大和として。

【松本課長】

実際にやるのは、東大和市が今後必要となる事務としては、都市計画審議会にかけて、その後、市が都市計画決定をするということが必要になります。ですから、地域計画ということに関しては、きょう閲覧ができる、そっちで地域計画は処理します。

【森口専任者】

すると、東大和市がやるものは何ですか。

【松本課長】

都市計画決定です。

【森口専任者】

そのほかに、東大和市にはまちづくり条例などがあって、何かのときには説明会などをしていなければならないことになっていると思うのですが、そういう予定はこの中のどの辺に入りますか。

【片山参事】

今、都市計画決定手続は、生活環境影響調査の終了を待って、東大和のほうでお願いしようかなと思っています。ですから、28年度の7月から9月というところでバーが切れていますが、こちら辺からお願いしようと思っています。

【邑上会長】

今の回答なのですが、お願いするというのは何をどうお願いするのですか。

【片山参事】

都市計画決定です。

【邑上会長】

都市計画決定をお願いします、という言い方ですか。

【片山参事】

そうです。そうすると、そこで東大和の都市計画部局が動いていただいて、ごみ処理施設が建てられるように、その他ごみ処理施設ということになりますかね、位置を決定していただくという手続に入ります。

【森口専任者】

まちづくり条例に伴う説明会はいつになりますか。

【松本課長】

時期的には、今、事務局から説明があったように、最低限必要となるものがそろわなければ、市は事務を進めようがないというのがあるので、一つの目安としては、具体的にはアセス、あとは収集車両の搬入が当然伴うので、その辺の道路計画をどう立てるか。最低限その2つの要素が全部調わないと、市の都市計画のほうもお受けできない。ですから、裏を返せば、最低限このところを全部クリアさせた状態で市のほうがお受けするという形になって、受けた段階からはまちづくり条例に基づいた部分も並行して進めるという、そんな形になります。

【森口専任者】

じゃあ、まず都市計画決定が先で、まちづくり条例はその後という理解でよろしいですか。

【松本課長】

通常、一般論は、やはり日量5トン以上の廃棄物処理施設をつくるので、要するに都市計画決定が通常は先ですよ。そこのところが担保されたので、あとは建築確認等の段階です、というところの関係でまちづくり条例という、そういう形で入ってくるものになるかと思えます。

【森口専任者】

わかりました。

【小川代表者】

都市計画決定決議というのは、東大和市議会でやるのですか。どちらでやるのですか、手続の場所というのは。ちょっとわかりませんが。どこで役所の手続で決定を受けるのですか。

【松本課長】

窓口は都市建設部の都市計画課というところが。

【小川代表者】

東大和市の。

【松本課長】

はい。

【小川代表者】

それで承認を得ないと進められないということですね。

【松本課長】

実際に、承認という部分に関しては、うちの都市計画課というところが窓口なので、実際、市が桜が丘二丁目の122番地先を都市計画決定するに当たっては、やはり市だけが一方的にというわけにはいかないで、そこは平たく言えば審議会が当然あるわけです。都市計画審議会というのがあるので、そこで市のほうで諮問をさせていただくというところで一定の答申をもらった中で進むようになります。

【小川代表者】

審議会を通して、それで内定されるわけですね。その審議会を通らないとだめなんですね。

【松本課長】

そうなります。

【森口専任者】

それは、前の東大和市の、尾崎市長はそれを覆していますが、以前の東大和市庁議でそれの都市計画決定が通らないだろうからこの建設はしないということに決まった庁議があったわけですよね。今回、都市計画決定がされるかされないかというのは、あまり今は何も考えないでこれだけ進んできているという会でよろしいですか、ここは。そのことは棚上げにしたまま進んできている会だということですね。

【松本課長】

いえ、違いますよ。別に棚上げではなくて、要するに、将来的に都市計画審議会に諮問をかけるという段階では、やはりそのところは一定程度、最低限のアセスとか交通計画とか、そういったものがきちんと作成をされていて、その作成されたものが地域住民の方と一定の理解を得られたというところというのは一つの要素となるわけです。やはり、アセスや道路交通計画が地域住民の方のご理解をいただかなければ、そこを最低限クリアしないものについて、都市計画審議会の委員さんも、かけられても困るというふうに、現実、なると思わんです。ですから、そのところを、一定の理解を得る形が得られて、そのテーブルに

載っていくという、そんな流れだと思います。

【森口専任者】

アセスが一般計画の住民の理解を得られたということになるかならないかは、最初に、アセスはとにかくやれば行政側のものなので、通らないことはないのだというふうに説明があったんです。分科会のほうで。アセスというのは行政がやるもので、アセスはやったらほとんど通らないことはないという観点で、行政側からお話があったのですが、通らないものはないという観点なのに、アセスをやったから住民が了承したことになって市の審議会を通るという理屈はちょっと納得がいかないのですが。

【松本課長】

要するに、今、私のほうで言ったアセスなり道路計画が一定程度、具体的にはこの場ならこの場で、「それでやむなしだね」というところのお答えをいただかないと、要するに、組合のほうからうちの都市計画課のほうにそういう手続をという申請が来るわけです。そのときに、預かって、それを審議会にかけますとなったときに、当然、都市計画課のほうも、最終的に都市計画の市の決定をする前段で、関係図書の縦覧というのをやるわけです。関係図書の縦覧をする中で、また利害を有する方の意見というのが市のほうに上がってくるわけです。ですから、その段階で最低限、簡単に言うともめるような、そういうことがあるようなものが最初から見えてしまうものを進めるというわけには、なかなかそこはいかないというがあるので、ただ、最低限そのところを、例えばこの協議会の場だとか、そういうところである程度詰めさせていただかないと、関係図書の縦覧をするということは、他の地域の方にも全部縦覧をかけるわけですから、そのところで歩み寄りをした中で、初めてそういうところの段階を経るといふ形になります。

ですから、審議会が云々というのも一つにはありますが、当然、前段として、関係する図書、要するに桜が丘二丁目の122番地先にこういうものをこういう形でつくりますよという図書の縦覧というのがあるわけですから、またそこでも意見を皆さんが述べる機会というのは当然あるわけです。ただ、その段階で、意見を述べる場があるといっても、そのところでまた一からもめるような、通常はあまり考えられないわけです。ですから、なるべくそういったことがない段階で手続を進められるようにするというのが通常の見方です。

【森口専任者】

東大和の言うことを信じないわけではないですが、4団体に関して言えば、今まで自分たちが、これが4団体の考え方ですと言ったものに関しては、私たちが何を言っても、話し合

う余地があるのは、ここだけは聞きましょうという余地の部分は遊びで残してあっても、もう4団体の考え方ですということに関しては完全に何も曲げておりませんので、今、この場で進めて、生活環境影響調査が出ました、これでいいですねと、今の松本さんのお話だと、ここで諮って、ここがよしと言ったらば、それが都市計画として東大和のほうに縦覧できるようになると言いましたが、ここで諮って、皆さんがよしと言うか言わないかに関しては、もうやったのだからそれでいいだろうということを押し切ろうというのが4団体の考え方だと、最初から私などは思っているのですが、今、松本さんのお話では、ここで私たちにいか悪いかということは諮っていただけるということによろしいですね。

【松本課長】

通常、どう考えても、やはり一番、もともとこの協議会をつくるに当たって、当初は800メートル範囲内というところもあったわけです。そうはいつでも、やはり施設により近いところにお住まいの方というのは、どの施設にしても建物を新たに設けるとなれば一番影響を受けるわけですから、そのところは現実問題無視ができない。その、無視ができないというのは、一方では、そういう都市計画決定を要さない事業であったとしても、まちづくり条例があるわけですから、まちづくり条例の中で地域紛争を回避しましょうねという規定があるわけです。ですから、そういったものを通常真摯に取り組んでいくというところのスタンスは、この事業も同じという、そういう認識でお願いできればと思います。

【森口専任者】

とりあえず平行線になるからやめますけれど、真摯に説明するだけでしかないと思っておりますので、ちゃんとよろしく願いいたします。

会長、返します。

【邑上会長】

ちょっと私から質問があるので。入札、仮契約、本契約と書いてありますね。工事着工までの事務手続において、下から3番目なのですが、この中で、入札後、仮契約を締結し、議決を経て本契約とあるのですが、この議決というのはどこの議決なのですか。

【片山参事】

組合議会です。

【邑上会長】

組合議会。この契約は設計の契約、設計を外注する契約ということですか。

【片山参事】

その辺は、ちょっと説明をさせていただきますが、一般的には皆さん、例えば一戸建ての家を発注するときに、設計屋さんに頼んで設計図を書いてもらって、その設計図のとおりつくるのに幾らですか、ということで契約すると思うのですが、ごみ処理施設の場合、プラントメーカーが幾つもありまして、それぞれ独自の技術を持っています。そういう設計を詳細までしてしまうとプラントメーカーが特定されてしまうので、その部分は複数の機種を入れられるような形で契約するんです。

それは性能発注というのですが、設計付施工契約。ですから、求められる性能、例えば悪臭が出ないようにしてください、VOCはここまでしか出してはいけません、そういう性能を要求して、契約した後に設計に入るんです。プラントメーカー独自の技術がありますから、それぞれで設計に入る。その設計を我々がチェックしながら実施設計をして、それを、ゴーをかけると建築に入っていくと、こういう作業があるんです。

だから、一般の契約と違いまして、性能発注方式ということがあるので、設計期間というのが契約後に入っているということになります。

以上です。

【邑上会長】

契約は設計の契約ということでいいのですか。

【片山参事】

いえ、設計と施工と両方一遍に契約してしまいます。

【邑上会長】

ああ、施工も。そうか、それが。

【片山参事】

設計付施工契約です。

【邑上会長】

なるほど。設計するところと施工を別にはできないということですね。

【片山参事】

そうです。

【小川代表者】

それだったら、そのときに、もう金額なども競わせて、幾らと出てくるのですか。

【片山参事】

そうです。

【小川代表者】

そのプラントは、前予定されていた12億、13億、その範囲内ということでやるのですか。それとも、こういう最新の機械と施工をやりますという中から選ぶんですか。どちらですか。

【片山参事】

ちょっと専門的な話なので、なるべくわかりやすく説明いたしますが、プラントメーカーはたくさんあります。その中で、優秀な業者さんもいればそうでない業者さんもいます。そういうものを実績や会社の組織や技術者の数など、ある程度信用できる業者さんを最初に選定します。そこに、こういう性能の施設をつくりたいのだけれど、見積書と設計図書を出してくださいと。それを見積提案図書というのですが、見積提案図書を出していただいて、その中から仕様書を私どもで、その見積設計に従って、どこの業者さんでも競争できるような形の設計図書をつくります。それで金額勝負で入札になりますので、見積設計図書をとるときに、私どもはその性能だとかこういう施設で幾らかかります、というものが出てきます。その見積をまた精査させていただいて、新たに予算組みをしていくという操作があります。

ですから、今は13億何千万と出ていますが、それは一つの目安で、過去の実績からとってきたものです。ですが、ちょっと話がずれますが、オリンピックだとか東日本大震災の影響で非常に建築費が高騰しているという状況もありますので、多分、それより高い金額になるのではないかなという懸念はしておりますが、手続上はそういう形でやりますので、金額も変わってきます。

【邑上会長】

また続きでいいですか。今、金額の話があったので。そうすると、この前にある工事発注準備のところ、今まさしく言われていた見積設計とか仕様とか書いてあるので、これ、1年間なので何をやるのかなと思っていましたが、実際はこれ、仕様書をつくったりとか、参加業者の決定を行うからコンペをやるというのがこの中に入っているということですね。

【片山参事】

はい、そうです。

【邑上会長】

じゃあ、このときにはもう決まってしまうんですね。能力とかスケールとかいろいろなも

ので、何社かあって、ここにしようかなというのは決まっています。

【片山参事】

そうですね。能力と性能を決めないと技術評価ができませんので。

【邑上会長】

それを議会で承認するという感じなんですね。

【片山参事】

最終的に契約する前段ですね。

【邑上会長】

じゃあ、この1年間の工事発注準備というのがその作業ですね。

【片山参事】

はい。

【光橋専任者】

工事発注準備でコンペをするんですか。

【片山参事】

コンペと言えないとは思いますが、私どもで、例えば10社あるうちから、10社がよければいいのですが、5社程度が信頼できそうだと。そういう業者をまず選定して、そこから見積と設計図書を出していただく。それを技術評価をしまして、仕様書を作成する。そういう一連の作業を工事発注準備というところでやっていくことになります。

【光橋専任者】

ついでに、基本的な言葉を確認したいのですが、アセスアセスというのは、生活環境影響調査のことをアセスということですね。

【片山参事】

本来的には違うのですが、一般的に、言葉が「生活環境影響調査」って言いづらいし長いので、「ミアセス」とか、単に「アセス」という表現をさせていただいています。

【光橋専任者】

上段の2つ目の生活環境調査（現況調査）と、4つ目の生活環境影響調査、これは現況調査と現況調査でないということなのですが、具体的にはどう違うのですか。

【片山参事】

生活環境影響調査、「ミアセス」にしましょうか、ミアセスの場合は、調査計画書みたいな形で、調査対象の範囲と調査対象の項目を決めます。それから現地調査をやります。

現地調査に従って予測をして評価をします。そういう一連の仕事の流れのうち、現況調査までを区切ってやっていこうというのが、上段の括弧つきの現況調査です。

後段側は、そこを切り取りまして、現況調査をやってしっかりデータがありますから、今度は、新たに出てくる量はこのぐらいだろうと予測をして、影響を評価して報告書を取りまとめるまで。ですから、一連の仕事の流れを2つに区切って、一部をダブらせながらやっていくという考え方です。

【森口専任者】

両方合わせてミニアセスと考えていいですか。

【片山参事】

そうです。余談ですが、前もお話ししたかと思いますが、大体半年から、長くても1年ぐらいかけるミニアセスが一般的なんです。この規模の施設、こういう質の施設の場合はですね。プラスチックの施設。

その中で、現況調査をやらないと皆さんの不安にはお応えできないだろうと。というのは、VOCをそこまで詳しく調べている測定点がないんです。大気環境測定局というのが、東大和ですと奈良橋にあるんです。それから小平ですと小川町、立川も近くにありますが、そこでやってはいますが、そこではVOCの詳細な調査をしていませんから、実際に今、皆さんが生活している環境の中にVOCがどのくらいあるのか、それから私どもの施設がそれに加わってVOCをいささかでも、多分発生するでありましようから、どのくらいなのかという調査をする上で必要だと考えまして、分離して発注するものです。

【光橋専任者】

ミニアセスで調べる現況調査というのは、現状の把握という理解でいいのでしょうか。

【片山参事】

そうです。

【光橋専任者】

そうすると、このミニアセスが終わった後に、東大和市に都市計画の決定をお願いするというのは、その4段目の生活環境調査が終わった後でないとおかしいですね。

【片山参事】

そのとおりです。

【光橋専任者】

ということですね。はい。

【片山参事】

松本課長から今お話もありましたが、都市計画決定手続に入る前に、しっかり住民の皆様には説明をしておくようにというふうに、東大和のほうからも指導を受けています。説明するに当たっては、今まで、何回も申し上げますが、定量的データが足りないというご指摘がありますので、アセスの結果が出た、その説明をもってそれにかえさせていただこうと考えております。

【本合代表者】

センタースクエアの本合です。計画は何となく理解したのですが、クリティカルパスが全くわからなくて。例えば、今おっしゃった調査結果の報告というのが、28年度の8月ぐらゐからあるのですが、並行して契約にまい進していくような感じです。報告して、何かあったらどうなるのかが全くわからないんですよ。

なので、例えば、地域計画を提出して交付金が出たら着手できるものってありますよね。それが多分、3段目になるかと思うのですが、そういうのを明確にしてもらいたいです。例えば生活影響調査とあって、調査結果の報告があって、それで理解を得られたら都市計画審議会に諮って、そこで理解を得られたら契約なのか何なのかはわからないですが、そういう、全然合っていないですよ、スケジュールが。わからないんですよ。どれとどれが関連しているのか、していないのか。

それをわかるようにしてもらわないと、気がついたらば一っと進んでいるみたいな感じになってしまうのではないかなと。

【片山参事】

例えば都市計画決定とか、交付金の内示とか、そういう決めの部分をこれに入れていきましようか。

【本合代表者】

そうですね。それを受けて動けるものは当然あると思うので、そういうのが明確になっていると、マイルストーンではないですが、そういうのが明確に。

【片山参事】

はい。ちょっと工夫してみます。

【本合代表者】

そこら辺の意識がみんなわからないので。聞かなければわからないんですよ。

【邑上会長】

今のはなかなかいい指摘だと。これ、一応項目が書いてあって、横に線は入っているのだけれど、前のタスクが終わらないと進めないものがあるはずだよね、というのが今はわからないので。

僕が言おうかなと思ったのは、地域計画の決定、都市計画決定を依頼するというのが出てくるわけですが、今は書いていない。それをして、それが決まると次、というのがあるはずだというのが、今はわからないということですよね。ほかにもあるのかもしれないですけど。

【片山参事】

決まらなくても、同時並行で進めていけるものがあるんです。ただ、決めとなる、例えば都市計画決定だったら、実施設計を終わって、いざ建築するときには建築確認申請を出しますので、そのときまでに都市計画決定がとれていないと、当然、建築の申請をしても許可がおりませんので。そういうふうに並行して進めていく部分があります。

【森口専任者】

建築設計のところというのは、この表で見るとどこになりますか。

【片山参事】

下から2段目の、施設の実施設計がありますね。実施設計が終わるところが、建設工事に着手になります。これ、たしか30日前だと思いますが、間違っていたら訂正しますが、建築確認申請というのを出しますよね、ものを建てるときに。そのときに、既に都市計画決定が終わってはいなくてはないというのがあります。

【邑上会長】

その辺が書いてあるとわかるよねという、さっきのご指摘だったので。

【片山参事】

工夫させていただきます。

【本合代表者】

もう一個あって、誰がやるのかがちょっとわかりづらくて。全部組合なのか、今の話だと東大和市でやるものも出てきましたよね。誰がやるかというのもわかるようにしてもらえると。

【片山参事】

基本的に組合がやるものだけを書いているものですから。

【本合代表者】

マイルストーンを、一番上か何かに入れてもらって、それを受けてできるもの、できないものというのがわかるようにしていただけると見やすくなると思いますので。

【片山参事】

はい。

【森口専任者】

森口です。今、理事長の話を聞いていて、つくづく見ると、調査結果の報告をしている間に、もう工事が発注されてしまったり、要するに、組合のほうで生活環境調査とかそういうものをやれば、そこは調査報告をして、私たちがいいと言おうが言うまいがそれでよしとして進めるという形が、全部この表にあらわれているということでもいいですか。

【片山参事】

いや、ですから丁寧な説明をしながら進めますけれども、予定に書いてある基本構想の内容につきましては、既に8月ですか、3市市長、私どもの管理者からも予定どおり進めるということで説明をさせていただいていますので、私たちはその中で進めさせていただきま。進める上で、皆様方にこうやって説明をさせていただくという形をとっているわけでございます。

【森口専任者】

それは、今、松本課長がおっしゃったミニアセスとかそういうものでやって、私たちがこの場において納得というか、この場で了承をとるという形をもって地域計画に行きたいと言っていることと反対に、4団体のほうとしては、市長たちがもう合意しているのだから、ミニアセスというのはそのまま通るから、ミニアセスさえすれば、ここに書いてある調査結果の報告ということをちゃんと全部終わって、私たちが納得しようがしまいが、工事の発注準備とか、工事の発注に行くことをやるということですね。

【片山参事】

ミニアセスについては、通るとか通らないとかいう書類ではなくて、生活環境への影響を予測し評価して、もし仮に健康被害が出そうな恐れがあるということであれば、今度はフィードバックして施設側を改善すると。こういうための行為ですから、通るとか通らないとかではなくて、生活環境への影響を調査して、それを報告書に取りまとめるという作業です。

ですから、またちょっと続きになりますが、それはまた、今度の施設は廃棄物処理施設になりますから、それを設置する届け出を出すわけです。その届け出のときに必要になる書類

になります。

【森口専任者】

それはこの表のどこになりますか。

【片山参事】

ですから、さっきの確認申請とほぼ同じです。建築の確認申請とほぼ同じで、下から2番目の、施設の実施設設計が終わる、29年度の9月ですか。

【森口専任者】

すると、松本課長がさっきおっしゃっていたのと随分イメージが違うのですが。そこについて松本課長、何かお話し。この場で皆さんに納得いただいて、それで進めるというような話だったのですが、今、片山さんの話を聞いていると、もうミニアセスというのをやれば、それはやった結果をもってそれを建てられるようないい施設にするような改善案を出して通すものであるから、許可が通るとか通らないというものではないと。説明さえすればそれでいいという、進められるというイメージですよ、今のは。

【松本課長】

そうなんです。私が言葉が足りなかったのですが、アセス自体というのは、それ自体が、要するに現況はこうです、この規模の施設、この類の施設ができることによってこういうことが予測されますよ、というところを見越してつくるものですから、だからこれ自体がいい悪いというのはないというのは、今、事務局が言ったとおりなんです。

ただ、私が言いたかったのは、要するにそういったところも含めて、この施設をつくるのだというところの理解をいただきたいというところを詰めさせていただくという意味です。ですから、アセス自体がいい悪いというのは、もうそれは淡々と現況を把握した中で予測を立て、それでどうなるという成果物でしかないので、ですから、現状まだできていないけれど、できた場合にどうなるかという予測を立てるだけの影響度を見るので、ですから、それらの提示を皆さんにさせていただいた中で、幾つかの中の一つに、この種の施設ができることで健康に対する不安があるというのがあったので、ですから、そのところは、一つはアセスをもって調整をお互い歩み寄らせていただければという、そういう意味で理解を得られるようにしていきたいという趣旨です。

【森口専任者】

ということは、アセスが終わった段階で理解を得られたと決定されるということですか。

【松本課長】

いや、だから、そこは何ともいえないと思うんです。要するに、アセスだけに関しては、それはそれとして当然作成する中で、じゃあこういうものについてはこの基準を超えてはいけないよというものが、明らかにアセスをやったときに超えるという見込みがもし仮に出てしまえば、そんなものは我々は最初からそういうものに手を出すことはないわけです。だから、そのところは、こういったところで環境基準を下回りますよとなったとしたときに、例えばの話として、じゃあ自主管理目標をさらにどうしましょうとか、そういったところをまた再度皆さんと詰めさせていただくことで、最終的に2品目の施設を建てさせていただきたいというご理解をいただくという、そういう意味合いで進めざるを得ないと思うんですよ、現状は。要するに、その成果品は成果品として一つできますが、できたから、じゃあつくりますという、そういう乱暴な進め方というのは現実にはできないでしょうと思っているので……。

【森口専任者】

現実にするというように聞こえるのですが。

【松本課長】

それは、さっきも私が一番最初の冒頭に言ったように、うちの都市計画決定を、要するに市で決定するに当たっては、最低限そういったものの図書というのも出してくださいという話になるわけです。どういう建物をつくるんですかというところから始まって。そういったものの関係図書を、手続上、都市計画ベースでまた縦覧をかけるわけですから、だから縦覧をかける中で、地域住民の方との距離が縮まらないでそれをやれば、また同じことというところで、二本立てで起きる話になるので、そういったところの回避は図る必要があるので、ご理解を得られるように、引き続きこういう場を通じて進める必要があるという、そういう意味で申し上げたものなんです。

【邑上会長】

どうぞ。

【坂本専任者】

ウエストの坂本です。松本さんは相当苦勞して答弁なさっているということは、やはり心の中ではこんなものは進められないと、多分思っているんじゃないかなと思うんです。

都市計画法では、都市計画を決定したら縦覧しなければならないというのは条文化してあるんです。必ずしなければならない。ただ、先ほど片山さんがおっしゃっていた建築基準

法上の建築確認申請は、都市計画が決定していればどこでもできるんです。ただ、そういうことはできないでしょうというのは、建築確認申請をするときに、地域の住民の同意は得られていますかというのを必ず聞かなければいけない。建築主事がですよ。だから、審査をするときに、それをちゃんとクリアしておかないといけない。

我々が何で反対しているかという、個人でここに出ているわけではなくて、皆さんご存じのように、マンションだったらマンション、自治会だったら自治会の負託を受けて、そのように建てさせないでくださいよという地域住民の意見なんです。ですので、そこを裏切ることはできないんです。ということは、基本的には建ててくれるなという話になるんです。

先ほど、片山さんから詳しく入札、仮契約、本契約とありますが、これは基本的に、スペックはじゃあ誰が作るのですか。スペックは誰がどう作るのですか。全部丸投げですか。

【片山参事】

いえいえ、スペックは、ですからこの工事発注準備のところで作っていきます。

【坂本専任者】

その準備をするのに、この仕様書、スペックですね、仕様書の作成というのがある。キャパはどれぐらいあって、どれぐらいの稼働、費用はどれぐらい見込めるとか、全てを総合的に冊子体になると思うんです。こういう設計図書とか仕様書は。だから、それを、要するに入札業者の技術審査までちゃんとやっていかないといけないと思うのですが、そこをクリアしてちゃんとできるところに頼まないといけないというのは、非常に高度な経験と知識が必要なんです。私も政府調達とかこういうものをやっていましたが、それはものすごい専門家とがががやり合いますよ。それで、これぐらいの建物であっても、3カ月とか4カ月は最低かかりますよ。だから、こんなに簡単にいくものではないんです。多分、この工事着工までの事務手続というのは……。

【片山参事】

今、1年期間をとっていますが。

【坂本専任者】

だから、これは1年でいいんですけど、この工事着工までの事務手続については、補助金申請書に基づいてこれをつくっていらっしゃるのですか。順番的には。要するに、補助金もいきなりぼんと来るわけではないでしょう。段階的に来るでしょう。年度計画とかを立てなさいとか。そもそも、補助金が出ることを前提に、これは書かれていますよね。

【片山参事】

そうです、はい。

【坂本専任者】

極端に言えば、国会がここで予算がまとまらなくて、暫定予算が8月とか10月になったら、これなんか全部、半年ぐらいずれてきますよね。予算が決まらないから。だから、通常国会でまとまるのを前提にこれをつくっていらっしゃるのでしょうか、そういうことを考慮して、地域住民の合意というのは、どの時点でどうクリアする予定でしょうか。それがないと進まないのではないですか。申請しても、それはだめですという話に。

【片山参事】

的を射ているかどうかわかりませんが、先ほど申し上げた確認申請もそうですし、国の予算もそうです、交付申請もそうです。それから生活環境影響調査を付して設置届を出すわけですが、設置届もそうです。それが通らなければ全て進みません。

【坂本専任者】

進まないですよね。

【片山参事】

はい。それで、進めるような形で事務手続をして、このスケジュールで進めさせていただくというふうに考えてるわけでございます。おっしゃるとおるです。進みません。

【坂本専任者】

ここにいる方は、基本的には進めてもらっては困るという意見で、ほとんどが出ていらっしゃるんです。細かいことですが、こういう表をつくるときには、スケジュールというのは決定ではなくて、この後ろに括弧書きで(案)というのをつけたほうがいいです。それはもう鉄則ですから。誰がいつ決めたんだとなりますよ。国会なんかだったら、これだけで問題になりますからね。今後は、こういうものは全て(案)と入れて。

【邑上会長】

いいですか。今の交付金の話が出てきたので、ちょっと、スケジュールという意味ですが、申請しました、手続しましたと。その結果がどこかで来るんですよね。そういう、結果がどういうもので、さっき言ったように年度で出てくるとか、どうなのかわかっていないので、その辺を今教えていただくことはできますか。

【片山参事】

通例ですと、3月末現在で承認、4月当初で内示と。その内示を受けたら、私どもの仕事

がスタートできるという状態になります。

【邑上会長】

承認通知みたいな、何か来るのですか。

【片山参事】

通知はどのような形はわかりませんが。私どもも初めての行為なので、形はわかりませんが来ると聞いています。

【邑上会長】

それをその場で出していただくというか、こうなりましたというのは当然、話としては、我々には教えていただけの事ですよ。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

そういう意味では、今から3月だからあまりないですが、さっきのマイルストーンという意味では、それが来なかったらだめだという話になりますよね。ここに何かあります、レビューがありますと。だから、この協議会もそうですね、マイルストーンと。期間をとっているやつと、ここに何かありますという。

【坂本専任者】

そうですね。今会長がおっしゃったように、センター理事長がおっしゃったマイルストーンというのは一番大事なところですから、それを踏まなければ一足飛びにはできないわけですから、きちっとそういうものは示してほしいです。

【邑上会長】

だから、このスケジュールをどこまで細かく。まあ、いろいろあるとは思いますが、出していくのかにもよるのですが、例えば議決といったら、どこかの何とか議会がこの時期にやって、そこで議決があるわけです。予定としては。そういうのが、本当は多分いっぱいあるはずなのですが。あと、先ほど指摘があったように、どこがクリアしないと次には行けないというものと、並行できるものとがそれぞれあると思うので、当然、粗いというか、こういう状態なのでそこまで書けていないのもわかるのですが、知っておかないと、どうしてもそういう質問になってしまうので。

【片山参事】

わかりました。何とか工夫します。ただ、坂本さんがおっしゃるように、先に行けば行く

ほど揺らぎが大きくなるものですから、いつの議会でどのとまでは書けないと思いますが、そのマイルストーン、キーになる部分は何とか入れたいと思います。

【邑上会長】

そうすると、そういう無駄な質問がなくなるというか。書いてあるからわかるので。

【小川代表者】

イーストスクエアの小川です。これを見ますと、先ほどもずっとお話があったのだけれど、本当がどういうことかはわかりませんが、もう建設ありきでやっていますから、こういうめちゃくちゃなことになるんです。さっき言ったように、一つ一つクリアしてっていないから。これは私たちの意見が、本当に対立になっているのですが、交付金申請にしても何でもそうなのですが、まず交付金を申請するときに、大体このくらいの予算で建てるから交付金を申請しますと。そうしたら、それに基づいていろいろなお金のことも出てくる。そうすると、今度は3市の市議会で予算を申請しなければだめですが、それはいつやるのですか。この予算がどれくらいかかるか。建設する問題ではなくて、維持費から何から、運営するのにどれくらいかかって、これくらいの予算がかかりますとか、市議会で申請しなければだめじゃないですか。その予算を申請するのは、この計画ではいつごろになるのですか。

【片山参事】

今おっしゃったような詳細な部分、維持管理費まで含めると、実施計画と今ここにも書いてありますが、実施計画の中でつくっていかうと思います。

ただ、今回お示ししている生活環境影響調査の現況調査、それから資源物処理施設の実施計画、それから不燃粗大ごみ、ここには出ていないですが、私どもの粗大ごみ処理施設の更新に関する予算、これについては私どもの議会は2月18日ですから、その日に予算をお願いする予定になっています。その先のことについてはまだわかりません。

【坂本専任者】

各自治体、3市に持ち帰ったときに、予算の予定額というのはある程度示されますよね。一番最初におっしゃったように、原発事故以来、建築物価の高騰とか人件費も今がangan上がっていますから、そのときになったら、当然、申請と同時に3市における市議会の決議がないといけません。決議がないと予算が通らないじゃないですか。分担金も負担金も。そこら辺で、小平は幾ら、東大和は幾ら、武蔵村山は幾らというのはちゃんと予算立てしないと行けませんよね。

だから、そういう議会での審議事項、議会でこんなのはだめというように1市でも否決さ

れた場合には、恐らく予算的な裏づけができなくなるのではないですか。例えば、各市5億ずつという話になったときに、うちは議会で通らなかったから出せないというような話になったら。

【片山参事】

予算についてはそれぞれの市の議会での議決ですから、その議決が得られなければもちろんそういうことになるでしょうけれども、ちょっと議題から外れてきていると思うのですが。

【邑上会長】

はい、わかりました。まあ、おっしゃることもあれですけども、とりあえずスケジュールの話で。

【光橋専任者】

もう一個質問、よろしいですか。

【邑上会長】

はい。スケジュールに関する事で、できれば質問していただきたいのですが。

【光橋専任者】

ミニアセス、現状の把握と先ほど確認させていただいたのですが、具体的にどういうことをされるのか。VOCなどを測るというイメージでいるのですが、そういうことでしょうか。

【片山参事】

それを光橋さんからおっしゃられると非常に困惑してしまうのですが。環境影響調査、「ミニアセス」にしましうね、ミニアセスの内容については、この協議会でもお諮りをし、一応また承知していただいていると。非常に専門的なことなので、やってみないとわからないという意見も多かったのですが、一度私どものほうで設定をさせていただいて、ご意見を伺って、例えば現地調査の場所も、垂直方向も必要だという意見もいただいたので、それを加味して今はもう仕様書ができている状態になっています。

具体的には、申し上げますが、施設の操業による影響、それから運搬車両の走行による影響、これが影響要因として2つあります。施設の操業による影響については、大気質、騒音、振動、悪臭がございます。そして、大気の中にはVOCが入っております。VOCで個別に調査するのは、環境基準が定められている4項目で、ちょっと、耳で聞いていただきたいのですが、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、この4種類です。それから、まだわからない、未知のVOCがあるではないかという意見もいただ

いておりますので、それについては総揮発性有機化合物、T-VOCと略称で言っていますが、そちらも測定する。それで全部捕らえてしまおうと。それから気象をやります。騒音振動。悪臭については、特定悪臭物質濃度、これから資料説明を行います、その22物質と臭気指数をやります。

それからもう1つの要因、運搬車両による影響。これについては、大気、交通量、騒音・振動をやります。騒音と振動は説明を省きますが、大気質については二酸化窒素、窒素酸化物、一酸化窒素、それから浮遊粒子状物質。交通量については、冬に、これは1日に変えさせていただきましたが、計5カ所で交通量の調査を実施します。こんなことを考えております。

【森口専任者】

資料にありましたね。

【片山参事】

はい。9月20日にお示しした資料で、その後、10月、11月、12月と議論をさせていただいて、一応それで予算を要求しているところです。

以上です。ちょっと長くなって済みません。

【光橋専任者】

ちょうどお休みをいただいていたときだったので、申しわけありません。それで、その現況調査をして、4段目の生活環境調査のところで書類をまとめられるということですね。

それで、次の工事発注準備との関係なのですが、現状を把握したことによって、施設のスペックとか選定をされるんですよね。結果を受けて。

そうすると、この工事発注準備は、平成27年の10月からされると思うのですが、結果を受けてだと、最後の生活環境調査が終わった後に、最終的なスペックとか施設が決定されるということですか。

【片山参事】

はい。決定はそうなります。

【光橋専任者】

そうすると、決定した時点で、こういう予算でこういう能力のものができるといことがようやくわかるということですね。

【片山参事】

そうですね。

【光橋専任者】

そうすると、東大和市の都市計画決定は、それが終わった後にお問い合わせの形になりますね。

【片山参事】

生活環境影響調査、先ほど申し上げましたが、このミニアセスが終わった時点で説明会を開催し、その後、依頼しようと思っています。

【光橋専任者】

現状を把握しただけで、つくろうとしたスペックは業者が決まらないと、お金やら能力やら設計が決まらないのではないですか。

【片山参事】

済みません、説明がうまくないのでしょうか、生活環境影響調査は現況調査が28年度の4月から6月に終わりました、それと重ねるようにして、上から4段目の生活環境影響調査で報告書として予測評価してまとめます。この時点では、下の工事発注準備はほぼ固まっておりますので、その点での齟齬はないと思います。

【光橋専任者】

もう、並行して出るとのことですね。

【片山参事】

そうです。

【光橋専任者】

わかりました。

【山崎専任者】

クロスフォート専任者の山崎です。交付金申請のことで、地域計画の提出がありました。それで、今お話を聞いていると、都市計画決定が28年の8月ぐらいになるというお話でしたが、交付金申請のときに都市計画の決定がされていないわけですね。昨年12月にしたときに、今の都市計画決定の状態だと思うのですが、今の都市計画決定だと、桜が丘の暫定リサイクル場になっていますよね。そうすると、新しくつくる資源物処理施設を桜が丘の暫定リサイクル用地でつくるよということはいえないんですね。都市計画決定が現状のままですと。そういう申請というのはできるのですか。

【片山参事】

はい、できます。もっと進んで、用地が決まっていなくても事務上はできます。

【山崎専任者】

もう1点なのですが、前回の会議録の中で、50ページなのですが、会長のほうから、地域計画の内容の説明をしていただけると理解しやすいかなと思いますということだったのですが、要するに交付金申請をしたときの、年度でどういうふう動きをするよということを説明していただけると助かる。できれば資料か何かをもらって。私はほとんどわかっていないから、わかっている人がいるかもわからないけれども……。

【片山参事】

そのためにこの資料をつくったのですが、きょう、ご指摘いただきましたので、書き足してはまいりますけれども。

【山崎専任者】

これで理解してほしいと言うんですか。

【片山参事】

地域計画の内容、もちろん構想の内容でつくっていますので、齟齬はないです。

【山崎専任者】

年度年度やるとか、そういう決まり事みたいなものがあるわけではないのですか。5年計画だとか。それで一つ一つの項目について、今年度は何々をやるとかいう方法があるわけでしょう。

【片山参事】

それがこれです。地域計画と連動しています。ただ、違うのは、不燃・粗大ごみ処理施設の部分が入っていませんので、そこが違います。

【山崎専任者】

それを入れたやつは説明してもらえますか。

【片山参事】

ですから、それを今、説明しているのですが、ご指摘があったように、マイルストーン部分を入れてほしいということなので、それは改良していきたいと思っています。

【山崎専任者】

でも、不燃・粗大ごみ施設は入ってないじゃないですか。

【片山参事】

それも必要ですか。

【山崎専任者】

だって、交付金申請で地域計画として出しているわけでしょう。だったら全てが。

【片山参事】

不燃・粗大ごみ処理施設についても必要でしょうか。また要綱に戻りますが、資源物処理施設をつくる上でお願いしている協議会ですので、もし何かあれば出しますけれども。

【森口専任者】

そのとき、3市のごみのことというので知りたいということであってはいけないのですか。それはもう、ここだけと決めたら、3市のごみのほうで不燃ごみのことまで心配してはいけませんか。

【片山参事】

わかりました。検討します。

【森口専任者】

それと一つ、さっき、ミアセスの後に説明会という言葉が出たのですが、私が先ほどお聞きしたのは、都市計画決定のときに何かありますかという話は質問させていただいたのですが、片山さんがおっしゃった説明会がありますというのは、ミアセスが終わった後に地域説明会か何かがあるのですか。という意味ですか。

【片山参事】

まだ正式に決めていないのですが、何かしら説明をしっかりとしないといけないかなと思っています。

【森口専任者】

それは、この協議会以外にも地域の人に、ミアセスが終わった段階で説明会をするという意味ですか。

【片山参事】

正式に決めていないのですが、この協議会が第一ですので。

【森口専任者】

決まっていないけれど、説明会という言葉が出ただけですね。じゃあ聞き流しておきます。

【片山参事】

説明は、説明会という形にするかどうかはわかりませんが、しっかりさせていただきたいと思っています。

【森口専任者】

ミニアセスの後で、ミニアセスのことに関して、こういう結果になりましたという報告をどこかでしたいと。わかりました。

【邑上会長】

先ほど、回覧してというか、お貸ししますと言っていた、みんなに配られなかったこの計画を見ると、先のことが一応書いてあるんです。何年度という感じみたいですけど。なので、一回これを見てからのほうがいいのかもかもしれませんね。

【小川代表者】

それは各自コピーしたい人がすることになるのですか。配らないのですか。

【邑上会長】

始まる前に、ちょっとそういう話をしていたのですが。

【坂本専任者】

この前は配ってほしいと申し上げましたよね。

【小川代表者】

何も隠すことはないから配れと言ったのだけれど。

【片山参事】

隠しているものではないのですが、今、申請中なので、変わる可能性があるんです。承認を受けたら環境省がアップしますので、別に内緒にするものではないんです。なので、隠す必要もないので、こうやって今日、お持ちしたのですが、二十何枚もありますし、できたらそういう形にしていだけないかなと。

【森口専任者】

じゃあ、それをコピーしたとしても、未確定だと思っていけばいいんですね。

【片山参事】

そうです。

【坂本専任者】

そうすれば理解しやすい。

【山崎専任者】

それは管理者の承認印はあるんですか。

【片山参事】

いや、押していないですよ。ですから、承認を受けていないですから。

【山崎専任者】

だって、前回の話だと、判こを押したやつだという話でしたよ。

【片山参事】

あ、私どものですか。それはあります。ありますけれど、今お持ちしているのは、かがみ文というのですが、一枚ついている、それはコピーしていないので、本文しかありません。かがみが欲しいですか。

【山崎専任者】

いや、ついているのかなと思って。

【片山参事】

かがみはついていますけれど、きょうお持ちしたものにはついていません。

【邑上会長】

別に、表紙みたいなものなんですよ。そこに何かすごいことが書いてあるわけではないですね。

【片山参事】

そうです。何もないです。

【邑上会長】

じゃあ、いいんじゃないですか。

ほかに、もう大分ここだけで長くなってしまいましたけれど、スケジュールに関して、まあ、書いてあることがざっくりと書いてあるので、当然、細かいことはわからないから今回みたいな質問が多いとは思うのですが、今まで話が出てきたもの以外で、特に今の時点で聞いておきたい、これだけだとわからないところがあれば、今出していただければ。あとは、この後でもう一回、ちょっと工夫していただけるようなので。それがまた次回以降出てくると思うので、またあると思いますが、今の時点ではどうですか。ありますか。

【坂本専任者】

あります、一番大事なこと。木村さんも片山さんも松本さんも一生懸命悩んでいらっしゃることはよくわかります。けれども、やはり管理者そのものがビジョンもポリシーもないんです。ですので、私がもし市長だったらこうするというのを申し上げますと、ごみ処理についてのこのスケジュールは、これだけの一部で、全体に、じゃあ焼却施設は平成33年度建てかえという計画がありますよね。本来であればそっちが中心ではないですか。価格的にも予算的にも、こんなものじゃないですよ。10倍以上はしますよね。

だから、全体的なトータルで粗大ごみ、焼却ごみ、この資源物ということで、全体的なスケジュール表を一本立ててほしいです。これと同じように。だから、こればかり、ふん詰まりになってしまうのですが、こういうポケットに入ってしまったらもう全く全体が見えなくなりますよね。やはり市長としては、全体を見る、俯瞰できる考えを持たなければ、市民には説明できないと思うんです。それが一番大事ではないでしょうか。

だから、こういうのを何十回やっても、私たちは皆さんに負託されてきているわけですから。こんなものをつくってもらっては困ると。だから絶対反対してくださいねと言われて参加しているんです。合意形成ができなければ、そもそもこういうものはできないのではないですか。そこが一番大事だと思いますよ。

だから、これが、もしつくらなくてサーマルとかになったら、それは木村さんとか片山さんも、松本さんもそうですが、将来、あの人たちはよくやってくれたとなるわけなんです。これが、管理者が言うとおりの。管理者もかわりますからね。

【片山参事】

焼却施設については、構想でお示ししているとおりの、現在検討中です。どう検討中かというのと、最大限、燃やす量を少なくする努力をした上で、どのようなことができるのか。敷地の制約もございませぬ。ですから、今、焼却施設のほうは検討中ですので、スケジュールを落とすことはできません。できるのは今、粗大ごみ処理施設までです。

【坂本専任者】

今、片山さんがおっしゃったのは、ちょっと齟齬があるんじゃないですか。要するに、焼却ごみを減らすため、ごみ総量を減らすためにはどうしたらいいかとおっしゃいましたよね。それが問題だとおっしゃっていましたよね。であれば、26市のうち、あと4市しか残っていないごみの有料化についてはどうお考えなのでしょうか。

【片山参事】

ごみの有料化については、何度も説明させていただいているとおりの、武蔵村山については検討するという事になってますし、小平の市長さんが、私が言うのもあれですが、まずは環境を整備することが先だと。リサイクルができる環境、今回のプラスチックもそうですが、しっかり安定的に処理施設をつくって、市民がごみを減らせる環境をつくった上で検討するというようなこととおっしゃっています。これは4団体との共同事業から外れることですので、それぞれの市でお決めになっていることですので、それは理解いただきたい。

【坂本専任者】

それはわかりますよ。本末転倒じゃないかと思うんです、それは。だから、そういう減量化の努力をしないでそういうことを言っていること自体がおかしいなと思います。

【邑上会長】

確かに、ごみの焼却の話をしなないのはうまくないなと思いますが、現状は提示されていないんですね。納得いくかどうかは別ですけど。

ほかにはありますか。

【小川代表者】

それとあわせて、スケジュールの話ではないのだけれど、さっき、小平市長とか、いろいろ市の問題が出てきたじゃないですか。今度一回、3市の市長が出てきて、もう一回やりましょうよ、ごみの総量から始めて。小平市長なんか、もう有料化しても、リバウンドするのがかえって増えると。増えるとは言っていないけれど、同じだと言っているじゃないですか。そんな努力もしないであれなんてだめなんですよ。だから、スケジュールの話なのですが、出たついでに言いますけれど、そうしないと、スケジュールの問題もうまくいかないと思います。全体的な問題もありますので。だから、衛生組合とか、ここの課長さんたちと部長さんの前では何ともいえないと思うのですが、市長と一緒に直談判したほうが良いと思います。私はそういうふうに考えますがどうですか。

【片山参事】

持ち帰ります。持ち帰らせてください。

【坂本専任者】

そのほうが良いと思います。というのは、片山さん、3市長とか管理者側には、もう地域住民はどうしようもないですよと、悪者にしてもいいですから。どんどん悪者になってあげますから。そういうことでは、やはりもう一回、全体のごみ処理について考えたほうが良いと思います。

【片山参事】

持ち帰らせてください。

【邑上会長】

じゃあ、スケジュールについては、今の時点ではいいですか、これ以上は。

では、大分長くなってしまいましたが、次に移りたいと思います。

前々回、12月の資料なのですが、お持ちですか。片山さんのほうでまとめていただいた

A4縦の、化学物質の比重調べという表があります。ない方はいらっしゃいますか。

ではお願いします。

【片山参事】

それでは、化学物質の比重、対空気比調べということで、簡単にご説明します。

そもそもこの資料は、VOCは空気よりも重いものが多いんですよという話を私どもでさせていただきました。じゃあ本当に重いのですかという質問があつて、一部には軽いものもあるのではないかというお話もあつて、資料をつくってほしいということがありましたのでつくったものです。

上の大きな表のほうから申し上げます。特定悪臭物質、先ほど法律で定められているという話をしましたが、ミニアセスのほうで出てきましたが、22物質の比重を調べました。一番左がナンバーで、次に物質名です。それから規制濃度、一定の範囲がありますが、これは法律ですから都道府県で数値を定めて規制するよにということで一定の幅があります。このppmという単位ですが、100万分率です。100万分の幾つという値です。

それからにおいの種類ということで、これも人によって違うのしょうけれど、一応こういう文献がありましたので示しました。

それから、その右側が分子量です。詳しいことを言うと逆に難しくなってしまいますので、物質の重さだと思ってください。ですから、一番上の17.03よりも、その下の48.11のほうが重いというふうに解釈していただいたらいいと思います。

そして一番右側、ここだけは私が手入力で入れました。対空気比の比重です。空気の平均分子量が28.8なので、約29ということで、29で割り算をして出しております。ですから、これが1より大きい場合は空気よりも重い、1より小さい場合は空気より軽いということになります。一番上のアンモニア、これはVOCではありませんが、これだけは0.58ということで空気よりも軽いので、もし施設から発生すると上層に上ることになります。その他のものは、基本的には、空気と同じぐらいであれば空気と一緒に流れますし、空気よりかなり重いものであれば比較的低いところへ流れていくことになると思います。

それから、次の小さなマスが、施設から発生が見込まれる揮発性有機化合物です。これは寝屋川にある北河内4市の施設の例からして、環境大気よりも、施設が稼働することによって高くなるのはこの3物質だと。これが80%から90%ぐらいあるという報告がありましたので、それを示しました。エタノール、ブタン、ペンタンです。規制濃度、規制値はありません。においの種類はこのとおりで、分子量についてもこのとおりということで相当重

いものでございます。

ただ、何度も申し上げますが、エタノールというのはアルコールです。ウイスキーとか日本酒で、嗅いでつんとするのはアルコール、これがエタノールです。ボタンについてはガスライターがボタンまたはペンタンだと言われています。これを、しゅっと火をつけずに出すと、これでVOCが出ているということになります。ペンタンについては、ボタンの仲間ですが、主に発泡スチロールを発泡させる、発泡スチロールって膨らんでいますよね。中が空気みたいにすかすかになっている、あの発泡剤に使われるものだと聞いております。これらがどうしても施設からは発生してしまうようでございます。

それからその下、今回、ミニアセスでも測定をいたしますが、環境基準の定められている揮発性有機化合物、環境基準が定められているということは一応有害性が認められているものでございまして、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、それぞれにおいの種類、それから分子量が書いてございます。ここに示すとおり、4とか5とか、軽くて2.69ということで、かなり空気よりは重いということでございます。

以上、資料の説明を終わります。

【邑上会長】

ありがとうございます。

この表について。この表で、衛生組合として何か意見があるという内容ではないので、この間のVOCの勉強会の前にこの話があったほうが、もしかしてよかったのかもしれないけれど。これで何か質問等がありますか。

基本的には重いということですね。アンモニアだけが上がると。物質としてだけですけれど。

【小川代表者】

この間、勉強会でいろいろと勉強させていただきましたが、あそこで一つ、私、質問の趣旨をちょっと間違っていました。蓄積されるかされないかというのは、あれは濃度なんだよね。量と濃度は関係あるのですが、最終的には濃度だと思います。

それで、この間の勉強会では、プラスチックの圧縮過程で発生する化学物質と。これが13か14種類、出ていますよね。ここでは一部しか入っていませんよね。それを出してもらいたかったんです。それで、この間、勉強会で、帰って勉強させていただきましたが、一つは、ここではおしいか書いていないのだけれど、においで調べたと思うのですが、この間の勉強

強会では、片山さんがいつもおっしゃるように、しょうゆでもたくさん飲めば害があると。少しだったらいいというのですが、これを読みましたら、少しでも何でも害があると。有毒だと。発がん性とか皮膚のかゆみとか、程度の問題だとは思いますが。

それで、ここで言っているのは、リスクというのは、行政なら行政の立場と、そこに住む人の立場によって認識も違うし、と言っていますよね。それと、一番大事なものは、このトータルVOCに対してもそうですが、この14種類についてもそうですが、科学的知見というのはまだ解明されていないと言っていますよね。これが基本なんです。それは片山さんもこの間からおっしゃっていたと思います。

私は、それで言いたいのは、こういう不確実性のあるVOCが出るのを、幾ら除去するといっても、こういう市街地につくるのはいかなものかと私は思っているんです。それは最初から言っている問題だと思います。

もう1つは、今、一般的に言われているのは、この勉強会では、何か気化して発散するとは言っていますが、これは市街地では揮発しないで、気化しないで、飛散しないで、下に潜ってくる場合があるんです。空気の温度差によって。それも科学的にちゃんとと言えると思うのです。そのことが一番、ここで心配なんです。風によって飛ばされればいいのだけれど、そういう市街地の、盆地みたいなところではそうなると思うんです。私はそれで、滞留して蓄積しますかと言ったら、蓄積はしないけれど、濃度は濃くなると思う。それが危惧されて心配なんです。そういう科学的知見も、はっきりしたものもないのにここに建てるのは、私は反対だと。そういうふうに、VOCに関しても、再度読みまして、そう思います。

以上です。意見です。

【邑上会長】

ありがとうございます。

ほかには。

【光橋専任者】

プラウド地区の光橋です。化学物質比重対空気比の調べというのは、においとか比重の心配になるものの資料ということでよろしいですか。

【片山参事】

はい。この資料は、空気に対して、においもこれはほとんどはVOCなのですが、VOCが重いのか軽いのかというのを見る資料に使っていただければと思います。

【光橋専任者】

という参考資料ですね。それで、先週の日曜日の勉強会で教えていただいたのが、先ほど小川さんがおっしゃられた、プラスチック圧縮過程で発生される、組成される化学物質が14物質あるということで14個挙げていただいたのが、今回の比重のやつでは4つしか見当たらないのですが、似たような名前があるので、もしかしたら同じものが含まれているとか、これは同じものだとかがあれば、勘違いかもしれないですが、あまり含まれていないと思うのですが。そういう意味では、この14物質のうち、ほとんどはこの中に入っていない。

【片山参事】

14物質を足した資料が必要ということですね。

【光橋専任者】

そうですね。14物質。今のところ。

【片山参事】

はい。ではさらにつけ足します。

【邑上会長】

そうですね。もともとこの話のときには、この特定悪臭物質というのが明らかになっているので、それはやってくださいと言っていたのですが、その後で、この勉強会のときに、小林さんが出していただいたので、これはそのときは当然ケアしていないから。

それを追加するのは別に構わないですね。

【片山参事】

構わないです。はい。

【邑上会長】

それでは、ほかになれば、また追加していただいたものを出していただくということで、アップデートすると。もし、ほかにも物質が何か出てきたら追加していくような形でいいかなと思います。

【森口専任者】

この間の勉強会の感想なりそういうものを、いらっしゃらなかった方もいるのですが、そういうものを話す機会とかは、今この場ではないですね。

【邑上会長】

今日は、残念ながらそういう予定になっていないです。多分、今日やろうとしていたことも終わっていないと思うのですが。

あと2つ、前回の資料で、類似施設についてというのが配付されているかと思います。

【片山参事】

ホチキスどめの資料です。それと、写真が入ったものが2枚あると思います。

【邑上会長】

A4横で、プラスチックの保管施設、併用（建設）中の47施設と書いてあるものなどが幾つかあったと思います。お持ちでない方は、先ほど配られていますか。大丈夫ですか。

たしか、似たような施設がたくさんかはわからないけれどもあるかもしれないから調べてほしいというのがあって、系列で調べていただいたものですね。

【片山参事】

よろしいでしょうか。プラスチックの、桜が丘に建設する施設と類似の施設はあるのかというご質問で、私のほうは、同じような機能だとか性能だとかを追っていきまして、先日、同じような施設というか、同じような環境につくった施設があるのか。つまり、市街地につくる施設はあるのか、資料を調べるようにと言われてまして、調べてまいりました。

ホチキスどめが2つあります。薄いほうから行きましょうか。薄いほうはプラスチック保管施設、現在使われている、または建設中のものを含めて47施設をピックアップして調べました。もう1枚のほうは、プラスチックの資源化等を行う施設で、稼働または建設中の112施設ということで調べております。両方に載っている施設もあります。多分これは交付金の関係でこうなっていると思うのですが、私もこれはどこでどう分かっているのか、よくわかりません。保管を主にしている施設が保管施設で、資源化を行う施設が資源化施設で登録しているのかもしれない。

それを簡単に説明いたしますと、保管施設のほうは、全国に1,042施設ございました。これは環境省の資料です。平成24年度現在の着工ベースで1,042施設です。

そのうち、プラスチックを扱う施設、なおかつ年間3,000トン以上の施設を抽出しました。そうすると、1,042分の47施設で、47施設が出てきたということです。

それからもう1つのほうは、資源化を行う施設は1,203施設、これも平成24年度現在の着工ベースです。そのうち、全部は調べられないので、プラスチックを扱う処理規模20トン以上、私どもが24トンですから、20トン以上という設定をしました。そうしますと112施設ございました。

こちらに調べた内容を書いております。ちなみに、その112施設のほうから説明いたしますと、同じような表になっていますが、ナンバー、都道府県、地方公共団体名、施設名、

年間の処理量、施設区分、それから処理対象廃棄物、このところでプラスチックをやっているかどうかわかります。処理内容、これが選別・圧縮をやっているかどうかわかります。その次が処理能力、トン／日量ですね。それから使用開始の年度、これは西暦で出ています。

一番右側が私が入れたところですが。これは私の主観ですから、もし信じられないという方がいらっしゃいましたら探してみてください。この情報で探せば地図で拾えると思います。例えばリサイクル工業団地、工場地域、それから樹林地、200メートル以内に住宅がありますよとか、国道と海岸に挟まれた地域だとか、樹林地域、川と畑に挟まれた地域とか、簡単に抜き出しました。全てこれは私の主観です。

【森口専任者】

今説明して下さったところに、何メートル以内に住宅と書いていないところは、住宅が見当たらなかったという。

【片山参事】

そうです、はい。ほとんど見当たらないということです。ないということはないですけども。

それで、説明は省略しますが、これは持ち帰って見ていただきたいのですが、112施設のほうの83番、それから薄いほうの47施設の39番が下関になっています。全国的に、ここが一番住宅地に近いかないということで、1枚、下関市リサイクルプラザ位置図というのをプリントアウトしてみました。

平成15年度に使用を開始した施設で、プラスチック・ペットボトルを含む資源の保管施設です。平成24年度は5,124トン処理をしています。総処理能力が大きいです。びんとか缶もやっているので113トン。プラスチックが21.54トン、ペットボトルが0.84トンという施設です。

ここに示している、下の写真を見ていただきたいのですが、南側、下側がすぐ「みどり荘」なんて書いてありますが、道路一本隔ててすぐ低層の住宅地域が広がっているところがございます。

ちなみに、ここは私どもが計画している方式と同じピットアンドグレーン方式でつくっております。これが1つ。

【邑上会長】

ちょっといいですか。処理能力のところの113トン／5Hという、このHは時間ですよ

ね。

【片山参事】

済みません、専門的ですね。5時間。5Hというのは5時間です。

【森口専任者】

日5時間しか操業していないということによろしいですか。

【片山参事】

はい。5時間です。

【森口専任者】

短いですね。

【片山参事】

それからもう1枚、A4一枚のものがああります。今、全国で探したのですが、近隣にはないかということで探してみましたら、ほかにもあるのですが、国分寺の清掃センターがあります。武蔵野線と国分寺線のバッテンになるすぐ近くにあるのですが、昭和60年10月に竣工した焼却施設なのですが、この中で、平成14年1月から資源プラスチックの圧縮・梱包・搬出を行っているようです。処理量は1,743トンということで、国分寺1市ですから処理量は少ないのですが、このようになっています。場所はこちらに示したとおり、もう住宅地のど真ん中で、西側、左側は第9小学校です。それから学童保育所なども道路一本で隣接しているという状況でございます。

以上2点、報告させていただきました。

【邑上会長】

ちょっと質問させてもらっていいですか。これ、下関はそう簡単に行けないと思うのですが、国分寺などは見学などは可能ですかね。

【坂本専任者】

片山さん、詳しく調べていただきましてありがとうございます。こういうものが欲しかったのですが、私もこれをいただきまして、実際、下関にも電話で確認しました。ここは、用途地域は住居地域だったようです。敷地面積は3万2,000平米で、ここはもともと焼却施設があったそうです。焼却施設があつて、環境問題によって人家のない山間部に焼却施設は移設したそうです。平成15年に資源ごみの保管施設として稼働している。ここは住居地域であるけれど、左のほうを見れば山なんです。緑地。周りが住宅というのはなぜかということ、これは本来であれば、もともと住宅地であればこういうものはできなかったのだけれど、

これができた後に、できたから、法律用語では既存不適格というのですが、できたときにはもうこれがあったので、壊すこともできないし、そのまま使おうという意味で使っているのだそうです。反対側は国道があって、今までも特に全く問題はないということだそうです。参考までに。

それと、国分寺清掃センターについては、ここは総人口が12万弱です。何百人か足りないぐらいですが、資源プラ施設はもともとあったものを平成14年に規模拡大したものであると。地域自治会代表等とごみ焼却施設、公害防止・排出規制に関するもろもろの協定を結んだそうです。署名捺印したものもあるということで、地域住民の合意を得られているということです。近隣自治会等には補助金を出しているということです。

だから、こういうことについては、立地条件については、小村大の衛生組合のほうが若干ここよりも条件としてはいいかなと。規模は大きいですけど。34万ですからね、合わせて。ここは12万ですから3分の1ぐらいですが、1万1,310平米で全部やっていると。それで問題はない。

さらに、自分で調べましたところ、三鷹・調布で一昨年度から稼働しているふじみ衛生組合というのがあります。これは敷地面積が2.6ヘクタール、三鷹市役所の南側の住宅のまばらなところにあるらしいですが、そこは全部やっているのですが、当然、こういう施設も持っている。施設の中に、焼却施設と同時に。そのときに、補助金申請は、高効率の発電設備を備えたものということで、施設規模としては日に288トン进行处理しているのだそうです。この補助金は、200トンから300トンの間で、21%の発電容量があるのだそうです。それで、衛生組合の担当者の方に聞いたのですが、三鷹・調布市が資源プラスチックを燃やすということが決定されれば、いつでも来いという状況だそうです。だから、もう時間の問題なんです。いつでも燃やす方向で決まると。施設としてはプラスチックを燃やしても燃やさなくても全く問題ないという施設だそうです。サーマルリサイクルです。

以上です。

【邑上会長】

ありがとうございます。

【森口専任者】

坂本さんに質問していいですか。今、三鷹のがよくわからなかったのですが、三鷹は今燃やしていない。

【坂本専任者】

いや、三鷹と調布のふじみ衛生組合という合同の、三鷹市役所の近くにある。そこに新しく2.6ヘクタールの施設をつくったんです。

【細谷課長】

済みません、ちょっと。ふじみ衛生組合でプラスチックを燃やすというのは、容器包装リサイクルのプラスチックではなく、製品プラスチックのほうです。

【坂本専任者】

製品プラスチックですか。

【細谷課長】

はい。要は、容器包装リサイクル法のものについては、三鷹も調布もそれぞれ容器包装のリサイクルで適用して、圧縮して出しているんです。それ以外に、リサイクル率を上げるために、製品プラスチック、容器包装以外のプラスチックを、それまで民間のほうに委託で出して、要は資源化という形でサーマルリサイクルしていたんです。それが、ふじみ衛生組合のほうで新しい焼却炉ができたので、その委託をやめて、自分のところの炉に入れてサーマルリサイクルをするということを行っているということです。

なので、今回、こちらのほうで計画している容器包装リサイクル法のプラスチックを焼却炉で燃やすということではないので、その点だけのご理解いただきたいと思います。

【坂本専任者】

ただ、そこで聞いたのは、容リ法に基づくプラスチックはどのように処理されますかという話で、東京都と同じような方式でやるのであれば、それとはまた一緒に考えても容リ法に基づく、その容リ法だってどう法律が変わるかわかりませんからね、今後。

【細谷課長】

ただ、今現在はそういう形でやっているのです。今の坂本さんの発言だと、容器包装の、今、うちでやろうとしているものもそちらのほうで燃やしているというような誤解を招くかと思いましたが、言っただけです。

【坂本専任者】

いや、先ほど申し上げましたように、そのように両市で決定すればいつでも燃やすことも可能ですということを申し上げましたよね。今やっているという話ではなくて、いつでもそういうスタンスはあるという話です。

【森口専任者】

それは衛生組合さんのほうも考えていらっしゃるんですね。何かそういうことがあったときには、プラも全部燃やせるだけの焼却炉を考えていらっしゃいますよね。

【片山参事】

いいえ。

【森口専任者】

考えていないですか。

【片山参事】

そうです。容器包装プラスチックについては資源化と。ただ、製品プラについては燃やしたいと思っております。

【森口専任者】

製品プラというのは、今、不燃・粗大ごみなどで、砕いていたりするものですね。

【片山参事】

そうです。

【坂本専任者】

まあ、使いようがないでしょうけれども。だから、高効率発電によって、補助金率というのは3分の1が2分の1になりますよね。ふじみ衛生組合も、補助金は2分1いただいたと。

【片山参事】

ふじみ衛生組合の、今、いい例なのですが、高効率の焼却施設をつくっても、容器包装プラスチックについては資源化をしているんです。ただ、製品プラについては燃やす方向も考えているということですよ、今、坂本さんの方向ですと。私どもも全く同じです。

【坂本専任者】

だから、全く同じというのが、容り法に基づくプラスチックを燃やすことも、東京都みたいに、23区みたいに。

【片山参事】

東京23区は容器包装プラスチックについては約半数の区が資源化をして、半数が燃やしているだけですから、全区が燃やしているような発言はちょっと違うと思います。

【坂本専任者】

だから、燃やすというのも選択肢の1つですよ。

【片山参事】

もちろん、それは前々からお話ししていますが、そういう選択をしよう、4団体はしなかったということで資源化をさせていただきたいと。

【坂本専任者】

しなかったという、今後の検討の余地もあるということですよ。人がかわれば政策もかわるでしょうから。

【小川代表者】

まあ、総合的に考えてね。総合的に考えて、選択肢もあるということですよ。

【邑上会長】

片山さんが言うことはできないよね。片山さんが決めるわけではないので。

【坂本専任者】

そうですね。苦勞されるのはわかりますけれど。

【邑上会長】

なので、我々はそう思いますよね。まあ、それはいいです。

それで、もう大分遅くなってきたので、今の施設の資料は、ざっとこういうものと抜き出した状態ではあるので、あまり坂本さんみたいに事前に調べている方はいないと思うので、あまり今の時点ではお話しできないのかなと思うので、今の説明をもとにまた見ていただいて、次回、何かあれば質問していただければと思います。

この資料はファイルとかでいただくことはできますか。これ、エクセルで入力すよね。

【片山参事】

それは構わないです。そっちは構わないです。こっちはちょっとまずいと思いますけれど。

【邑上会長】

あ、それは、そうですね。まあ、ほかの方が要るかどうかはわかりませんが。せっかくこんなにいいものをつくっていただいたので、電子データとして使えると、さっきの、例えば面積とか何でもいいですが、入れたいなという方は調べて入れたりもできるかと思うので、どういう形でいただくかは別ですが、ちょっといただきたいというのが嬉しいです。

【片山参事】

はい。

【邑上会長】

それで、本来は、この次に裁定についてという一枚ぺらの紙があったのですが、その話を

して終わりだったらいいのですが、また長くなるとあれなので。

申しわけないのですが、見学会の報告は、もう、私の仕切りが悪いのでしょうかけれど、ちょっと今日はできないので、次回ということにさせていただきます。

【木村課長】

では、1月にお配りさせていただきました総務省の公害等調整委員会のホームページから抜粋したのですが、参考までにお知らせをさせていただきたいと思います。

こちらのほうで、裁定が昨年11月に出ておりましたので、簡単でございますがご紹介いたします。

結果につきましては、申請を棄却するという内容でございます。こちらについては、平成23年に廃プラスチックの処理会社と、北河内の4市リサイクル施設組合を相手方といたしまして、原因裁定を求める申請があったものです。

その内容は、申請人に生じております皮膚症状、それから粘膜刺激症状、神経系の機能障害等を中心とします健康被害は、廃プラスチック処理施設から排出される有害物質によるものであるとの原因裁定を求めたものでございます。その後、平成24年1月と12月に、同内容の裁定を求める申請がございまして、これらをまとめて調査をしていたものでございます。

こちらの調査委員会では、裁定委員会を立ち上げるほか、必要な専門委員を選任しまして調査等を行っておりましたが、申請者が申請する理由がないということで、昨年11月に本件申請を棄却するということの裁定があったものでございます。

裏面に、その後、北河内4市リサイクル施設組合のホームページと寝屋川廃プラウォッチングニュースの抜粋をお示ししておりますが、北河内4市リサイクル施設組合では裁定を受けまして、「かざぐるまは安全です」という内容、また、かざぐるまの安全性は今回の公害等調整委員会の裁定によっても改めて確認されました、というようなことが記載されております。

また、寝屋川廃プラウォッチングニュースでは、「公害等調整委員会が住民の健康被害を切り捨て」という内容が掲載されております。裁定は、申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却すると。本件各施設から排出された化学物質が住宅地に到達して健康被害を生じさせているとは認めることはできないという内容である、こういう公調委の裁定に対して見解を發表しているものの掲載をしているものでございます。

ご参考ということで配付をさせていただきましたので、これについてはホームページ等

でもご覧になれますので、そちらのほうで詳細はご覧いただければと思います。

説明は以上です。

【坂本専任者】

済みません、これについては、裁判所の判決ではないということですか。

【木村課長】

そうです。こちらは、過去に操業停止の訴訟というのがございましたが、平成20年の9月、一審判決が棄却ということで、受忍限度を超える侵害があったと認めることはできないというような判決が出ておまして、その後、平成23年1月にも、控訴審判決で、原判決は相当であり、控訴は理由がないということで、これも同じく棄却という結果が出ております。

【坂本専任者】

ということは、大阪高裁でやっているの、控訴審まで行って判決が言い渡されたと見ればいいんですね。わかりました。

【邑上会長】

ちょっとよくわからないので質問なのですが、この委員会というものが棄却したんですね。公害等調整委員会が棄却したんですね。公害等調整委員会というのは、次のページに国の機関であると書いてあるのですが、総務省でやっているもの。そこは何か権限とか、何かがあってやるものなのですか。

【木村課長】

こういった公害等を調べる機関を総務省が設置しているのですが、そこに対して原因はこの施設からではないのか、調べてくれと。

【邑上会長】

調べた結果、問題ないと言っているのではないんですよ。

【木村課長】

調べた結果で、原因があるとは認められないと。

【邑上会長】

調べた結果？

【片山参事】

はい。調査をした結果です。

【坂本専任者】

こういうのはあんまり参考にならないですよ。

【森口専任者】

いえ、参考になります。

【坂本専任者】

いや、白か黒かという意味ではない。

【森口専任者】

でも、結局、そういう問題があっても、公害が認められるのはとても難しいという資料になる。なので、そういう公害が認めてもらえるかどうかの戦いをするようなところを最初からつくってはいけないという、いい参考になると思いますよ。

【坂本専任者】

まあ、確かに。

【邑上会長】

では、この資料はこれで。

では、9時になりますので、本日はこれで終わりで。次回は3月14日、1カ月後ですね、3月14日、土曜日の、また午後7時からです。場所はこちらの同じ桜が丘の市民センターになります。

内容ですが、スケジュールのほうがアップデートされるということでもいいですか。

【片山参事】

頑張ります。はい。

【邑上会長】

一応、スケジュールは、先ほどいろいろ指摘がありましたので、何か工夫していただけるということなので、何かしらアップデートされて出てくると思いますので、まずスケジュールの説明をしていただくことになると思います。

それで、今日やる予定だった、岡田さんのほうからの報告、それをぜひやっていただいて、一つは、この間、こちらで皆さんで行きました見学会の話と、あとは独自の自治会のほうでやられているものを参考にとということで紹介いただけるので、そちらをやると。

で、施設の姿ということで、今やっていることになっているので、それについてということになるのですが。

【木村課長】

それでは、きょう予定しておりました施設の姿ということで、こちらからのお願いとして、3月ごろまでに、もしご意見があればということでお伺いしておりますので、次回、お時間をいただきまして、各団体のほうで持ち帰っていただいていると思いますが、ご意見等があればそのときにお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【邑上会長】

それと、お願いなのですが、3月までは、いついつにやりますよということで日にちが入れてあったのですが、4月以降は。

【木村課長】

では、次回につくってお渡しします。

【邑上会長】

そうですね。一応、大体月一ペースでやろうとしているんですよ。じゃあ4月以降の、衛生組合側としてこの辺に協議会をやりますよというのを、日程のほうは1年間、仮になるとは思いますが、設定していただこうと思いますので、お願いしたいと思います。

では、きょうはこれで終わりにしようと思いますけれど、よろしいでしょうか。

では終わりにしたいと思います。どうもお疲れ様でした。